



ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険

うちの子 プラス

[新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約付ペット医療費用保険]

- ・ 重要事項説明書
- ・ ご契約のしおり

本冊子は、ご契約について大切なことをわかりやすく説明しております。
ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

目次

用語の説明	P2
-------	----

重要事項説明書	P3
---------	----

ご契約のしおり	P12
---------	-----

ご契約について

クーリングオフ制度(お申込みの撤回等について)	P13
商品の仕組み	P14
補償内容	P15
保険期間	P17
保険料と割引について	P17
自動継続について	P17
保険料の払込みについて	P19
解除・失効と返還保険料	P20
対象ペットの死亡と返還保険料	P22
契約内容の変更について	P22

保険金のご請求について

保険金請求手続きの流れ	P24
窓口精算について	P25
直接請求について	P26
ペット賠償責任特約について	P27

個人情報・制度について

個人情報の取扱い	P30
会社破綻時の取扱い	P30
ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	P31

用語の説明

カ	解除	保険契約者の申し出があった場合や、保険契約者が保険契約上の義務を履行されなかった場合に、保険会社が保険契約を終了させることをいいます。 【例】解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)、告知義務違反、初回保険料の未払い等
キ	記名被保険者	保険の対象となるペットの飼い主(個人)の方で、保険証券等に記載の方をいいます。
コ	告知事項	重要な事項のうち、保険契約申込書 / 告知書 / 意向確認書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
シ	失効	保険契約の全部または一部の効力を、その時以降将来に向かって失うことをいいます。 【例】ペットの死亡、保険料の未払い等
	支払限度日数(回数)	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度日数(手術の場合は限度回数)をいいます。
	支払限度額	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度額をいいます。
	手術	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。
	傷病	傷害(ケガ)・・・急激かつ偶然な外来の事故によってペットの身体に被った傷害をいいます。なお、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます)を含みます。ただし、細菌性食物中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 疾病(病気)・・・ペットが被った傷害(ケガ)以外の傷病をいいます。
タ	対象ペット	保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。
ツ	通院	診療が必要な場合において、動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。
ト	動物病院	獣医療法(平成4年法律第46号)に定める診療施設をいいます。
ニ	入院	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
ハ	払込期日	保険契約者に保険料を払込みいただく期日をいいます。
ヒ	被保険者	主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる方(保険金を請求できる方)をいいます。
ホ	保険金	支払事由が生じた場合に、実際に当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険契約者	保険契約をお申込みになる方で、保険契約上の様々な権利・義務(保険料の支払義務等)を有します。
	保険証券	ご契約のペット、保険契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載した書類をいいます。
	保険料	ご契約いただく保険の内容にもとづき、保険契約者から当社に払込みいただく金銭のことです。
	補償開始日	保険期間の初日であり、「始期日」をいいます。
	補償割合	保険事故により生じた損害の額に対して、保険金として支払われるべき金額の割合であり、「てん補割合」をいいます。
マ	満期日	保険期間の末日をいいます。
	満期解約	満期日をもって契約が終了することをいいます。
ミ	未経過期間	保険期間の中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。
ム	無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
ヤ	約款(やっかん)	契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。

重要事項説明書

重要事項説明書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項
（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。
内容を十分ご理解のうえ、お申込みいただくようお願いします。

アイコンの
説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項



「ご契約のしおり」に記載されている事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。重要事項説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり（P.12～）」および後日お送りする「約款」をお読みください。なお、「ご契約のしおり」および「約款」は当社ホームページでもご確認いただけます。ご不明な点がある場合は、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでお問合せください。

※保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を記名被保険者の方に必ずご説明ください。

1. 契約前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要



P.14 商品の仕組み

ペット保険「うちの子プラス」の対象は、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育することを目的とし、動物取扱業者によって販売された*1補償開始日時点における年齢が1歳未満の犬*2または猫(以下、「対象ペット」といいます。)です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。なお、当商品ははじめの1か月目(第1保険期間)と2~12か月目(第2保険期間)で補償の内容が異なり、傷病の原因が生じた時に応じた保険期間の補償内容となります。詳しくは「ご契約のしおり」をご確認ください。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬、および聴導犬を含みます。

(2) 補償の概要

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報



P.15 補償内容

■ 保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額となり、保険証券等記載の各保険期間に応じた支払限度額および支払限度日数(回数)の範囲内となります。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間が始まる前から被っていた傷病 ・ 保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬パルボウイルス感染症 ・ 犬ジステンパーウイルス感染症 ・ 犬パラインフルエンザ感染症 ・ 犬伝染性肝炎 ・ 犬アデノウイルス2型感染症 ・ 狂犬病 ・ 犬コロナウイルス感染症 ・ 犬レプトスピラ感染症 ・ 猫汎白血球減少症 ・ 猫カリシウイルス感染症 ・ 猫ウイルス性鼻気管炎 ・ 猫白血病ウイルス感染症 <p>※ 疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防目的の際の初診料、再診料等 ・ 予防のためのワクチン接種費用等 <p>※ ワクチン接種が原因で生じた傷病の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用等 <p>※ 駆虫薬を「傷病の治療」として用いる場合を除きます。</p>
傷病にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病等 ・ 去勢、避妊、乳歯遺残、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳および断尾等 <p>※ 他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対する処置を行った場合を除きます。</p>
検査・代替医療等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康体に行われる検査、健康診断等 ・ 中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院中の食餌に該当しない食物および療法食等 ・ 獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
治療費以外の費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・ シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤークリーナー(医薬品を含みます。)等 <p>※ 治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング、グルーミング等)、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用等 ・ 安楽死、遺体処置および解剖検査等 ・ マイクロチップの埋込費用等
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病等

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、後日お送りする「約款」をご確認ください。

② 主な特約とその概要

契約概要

主な特約と概要は以下のとおりです。

(特約の詳細および記載のない特約については、「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。)

<p>自動セット特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約 補償開始日時点における対象ペットの年齢が1歳未満のペット(新生児)に適用され、はじめの1か月目(第1保険期間)の補償割合が100%となります。 なお、継続契約には適用されません。 ・ 継続契約特約 当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、自動的に保険契約が継続されます。
<p>任意セット特約 ご契約時のお申し出により、当社が引き受ける場合にセットされる特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペット賠償責任特約 日本国内において、被保険者が管理している犬または猫が、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりする等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
<p>ご契約条件に応じてセットされる主な特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回保険料払特約 保険料を口座振替等の方法により払い込む場合に適用されます。 ・ 分割払特約 年額保険料(1年間に支払う保険料の総額)を12回に分割して払い込む場合に適用されます。 ・ クレジットカード払特約(新生児用新規契約に係る特別補償期間設定用) 保険料をクレジットカードにより払い込む場合に適用されます。

③ 補償の重複

注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額(100%)を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよく確認したうえでお申込みください。特に「ペット賠償責任特約」の重複にはご注意ください。

④ 補償プランの設定

契約概要



P.15 補償内容

第1保険期間と第2保険期間とでは、補償割合、支払限度額・日数(回数)が異なります。

第2保険期間の補償プランはお申込み時にご選択いただけます。

なお、ご契約いただいた補償プランは保険証券等にてご確認ください。

当商品の補償プランについては「ご契約のしおり」をご確認ください。

⑤ 被保険者の範囲

契約概要



P.23 保険金のご請求について

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1~4の方(保険金を請求できる方)をいいます。

1	記名被保険者	保険証券(申込書)の被保険者欄に名前が記載されている方
2	記名被保険者の配偶者	記名被保険者の夫または妻
3	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族	記名被保険者の子、同居の親、祖父母等
4	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	仕送りを得て別居している学生の子ども等

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報



P.17 保険期間

■ 保険期間

当商品の保険期間は1年です。

■ 補償開始の時期（補償開始日）

当商品の補償は、対象ペットの引渡日と申込日のいずれか遅い日より始まります。



補償開始の前に被っていた傷病に対しては、保険金をお支払いできません。

■ 補償終了の時期（満期日）

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

⑦ 引受条件など

契約概要



P.14 商品の仕組み

a. 保険の対象となるペットは、ペットの引渡しから1か月間にお申込みいただいた次のすべての条件に該当する場合に限りです。

- ・動物取扱業者によって販売された*1犬*2または猫であること。
- ・コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育されること。
- ・補償開始日(引渡日または申込日のいずれか遅い日)におけるペット年齢が1歳未満であること。

b. 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人に限りです。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬、および聴導犬を含みます。



- ・告知内容により、お引受けできない場合があります。
- ・既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
- ・保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、20歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。実際の保険料は、保険証券等の「保険料のお支払内容」欄をご確認ください。なお、継続後の商品はペット保険「うちの子」(P.18参照)となり、保険料は継続前に当社より送付する「継続契約についてのご案内」にてお知らせいたします。また、**保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**



商品改定等により、継続契約の保険料が変更になる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。

② 保険料の払込方法・回数

契約概要

注意喚起情報



P.19 保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」「口座振替」からご選択いただけます。また、保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は「月払」の場合、「年払」より約3%割増となります。

保険料の払込みスケジュールは「ご契約のしおり」をご確認ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報



P.20 保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。



- ・払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
- ・失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4) 保険料の割引について

契約概要

注意喚起情報



P.17 保険料と割引について

① 多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*¹で次の条件のすべてを満たす場合、2契約目以降のご契約に適用されます。

- a. 割引対象商品を複数ご契約している場合。 b. 同一の保険契約者であることが確認できる場合。

2契約目以降のご契約に
次の割引を適用します。

契約数	2～3	4以上
割引率	2%	3%

- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は満期まで変更になりません。
- ・1契約目のご契約は割引が適用されません。^{*2}ただし、補償開始日が同一となる複数契約がある場合に限り、1契約目にも割引を適用します。
- ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*¹で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

② 無事故継続割引

過去1年間保険金のお支払いがなかった場合は、継続契約の保険料を5%割引いたします。

割引後の保険料については、継続前に当社より送付される「継続契約についてのご案内」にてご確認ください。

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

(1) 告知義務(申込書の記載上の注意事項)

注意喚起情報

申込書に記載の保険契約者または記名被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項(告知事項)について事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。告知事項について記載がない場合や、記載内容が事実と異なる場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

[ペット保険の主な告知事項]

- ・対象ペットの情報
- ・他のペット保険の加入の有無

(2) クーリングオフ制度(お申込みの撤回等について)

注意喚起情報



P.13 クーリングオフ制度

ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリングオフをすることができます。ただし、継続後(2年目以降)はクーリングオフはできません。

クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に当社まで必ず郵便(はがきまたは封書)にてご通知ください。また、クーリングオフは当社代理店では受け付けできませんのでご注意ください。



既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

クーリングオフのお手続き方法について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

3. 契約後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報 P.22 契約内容の変更について

保険契約者の住所または連絡先が変更になったなど、保険証券等記載事項に変更があった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、コンタクトセンターお客様総合ダイヤルまでご連絡ください。また、告知事項に変更事由が生じたことを当社に通知しなかった場合には、保険契約を解除させていただくことや、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

(2) 解除・失効と返還保険料 契約概要 注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）される場合や、対象ペットが死亡した場合（失効）には、書面によるお手続きが必要となります。

① 保険契約を解約する場合 P.20 解除・失効と返還保険料

保険契約を解約する場合は、書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客様総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

- ・解約日は解約書類が当社に到着した日の、次に到来する始期応当日*の前日となります。
- ・解約書類が当社に到着した日が、既に当月の始期応当日*の前日を経過している場合は、次に到来する始期応当日*の前日となります。ただし、補償開始日が31日等のため対応する始期応当日がない場合は、その月の末日が解約日となります。

*始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日（同じ日）のことです。

<年払の場合>

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となりますのでご注意ください。

*既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

「うちの子プラス」の短期料率

既経過期間		1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
第2保険 期間の 補償プラン	70% プラン	34%	40%	46%	52%	58%	64%	70%	76%	82%	88%	94%	100%
	50% プラン	35%	41%	47%	53%	59%	65%	71%	77%	82%	88%	94%	100%

<月払の場合>

返還保険料はありません。

! 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

② 対象ペットが死亡した場合 P.22 対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。

! 対象ペットが死亡した時を証明する書類（診療明細書、死亡診断書等）がある場合は、ペットが死亡した時からご契約は失効となります。ペットが死亡した時を証明する書類がない場合は、当社に必要書類が到着した日からご契約は失効となります。

お手続き等について詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

③重大事由による解除

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合は、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- 上記のほか、a～cと同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 契約内容の変更 注意喚起情報 P.22 契約内容の変更について

保険期間中に補償プランの変更はできません。

その他の契約者情報等の変更については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 自動継続について 契約概要 注意喚起情報 P.17 自動継続について

当商品は、すべてのご契約に「継続契約特約」が適用されます。継続を希望されない場合は、書面でのお手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の約3か月前にお送りする「継続契約についてのご案内」の内容に従ってお手続きをしてください。なお、継続時には「新生児用新規契約に係る特別補償期間設定特約」は適用しません。ペット保険「うちの子」(P.18参照)への継続となり、1年を通じて同一の補償割合となります。

- ・自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。
- ・保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。

お手続き等については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(2) 保険金の請求について 注意喚起情報 P.23 保険金のご請求について

当社に直接保険金を請求する際は、保険金の請求手続きに必要な書類を当社へご郵送ください。

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」を提示して診療を受けられた場合(窓口精算)は、被保険者に代わってその対応動物病院が保険金を請求、受領することになりますので、お客さまが保険金請求書類の記入や郵送をする必要はありません。なお、窓口精算は第2保険期間が始まってからか、初回保険料の払込みが当社にて確認できた時のいずれか遅い時からご利用できます。

請求方法については、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(3) 保険金をお支払いする時期について 注意喚起情報 P.26 直接請求について

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「約款」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

詳しくは、「ご契約のしおり」をご確認ください。

(4) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意(不利益)について 注意喚起情報

- ・新たな保険契約の申込みをされる場合、対象ペットの健康状態などにより、条件付きのお引受けとなることや、お引受けできないことがあります。
- ・新たな保険契約の補償開始日より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・現在の保険契約の解約日と新たな保険契約の補償開始日が異なる場合、その間の補償が途切れることや、補償が重複し、保険料が二重払いになることがあります。

- ・現在の保険契約を解約される場合、払込方法によっては解約返戻金がないか、払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となることがあります。
- ・新たな保険契約では、補償内容や保険料が現在のご契約と異なることがありますので必ずご契約内容をご確認ください。

(5) 保険料控除 注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

(6) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

当社の代理店は、保険契約についての締結の媒介を行っておりますが、保険契約締結、保険料の收受および領収書の交付、告知の受領権などの代理権を有していません。

(7) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報 P.30 会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(8) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報 P.30 個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

① 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

- 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
- 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
- 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
- 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。

- 法令に基づく場合
- 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
- 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合

④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

- 保険契約の募集に関わる業務
- 損害調査に関わる業務
- 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- 個人番号関係事務に係る業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシーポリシー(<http://www.ipet-ins.com/privacypolicy>)をご確認ください。

(9) ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

CONTACTセンター
お客さま総合ダイヤル

通話
無料

0800-919-1525

▶IP電話をご利用の方(有料) 03-5826-8594

【受付時間】月～金 10:00～18:00

※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

WEBからの
お問合せ

当社ホームページ内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。

アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



耳や言葉の不自由な
お客さま専用FAX窓口

通信
無料

0120-638-098

お問合せの際は、証券番号、契約者さまの氏名、
生年月日、住所、返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。 ※返信は月～金の10:00～18:00となります。

※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ご契約のしおり

ご契約内容の各種手続き、また保険金のお受取りまでの流れ等、
ご留意いただきたいことをご説明しております。

ご契約について

クーリングオフ制度（お申込みの撤回等について）

ご契約の申込日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリングオフをすることができます。ただし、継続後（2年目以降）はクーリングオフはできません。

手続き方法

クーリングオフをされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に下記宛先まで必ず郵便（はがきまたは封書）にてご通知ください。また、クーリングオフは当社代理店では受け付けできませんのでご注意ください。

宛先

〒030-0861 青森県青森市長島2-19-1 青森東京海上日動ビルディング6階
アイペット損害保険株式会社 青森事務センター第2オフィス
クーリングオフ受付係

記載必要事項

- ①ご契約をクーリングオフする旨の内容
- ②ご契約を申し込まれた方の氏名（押印）またはフルネームサイン、住所、電話番号
- ③ご契約の申込日
- ④ご契約商品（うちの子プラス）
- ⑤申込番号（申込書控えに記載の10桁の番号）

クーリングオフがあった場合には、既に払い込んでいただいた保険料を全額お返しいたします。また、当社および当社代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

〈表〉

切手	郵便はがき 030-0861 青森県青森市長島2-19-1 青森東京海上日動ビルディング6階 アイペット損害保険株式会社 青森事務センター第2オフィス クーリングオフ受付係
----	--

〈裏〉

下記の保険契約を クーリングオフします。	
・契約者住所	○○○○○○○○○
・契約者氏名	○○○○ ⊕
・契約者電話番号	03-1234-5678
・申込日	○○年○○月○○日
・契約商品	うちの子プラス
・申込番号	1234567890



既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、お申し出の効力は生じないものとします。

商品の仕組み

ペット保険「うちの子プラス」の対象は、コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育することを目的とし、動物取扱業者によって販売された*1補償開始日時点における年齢が1歳未満の犬*2または猫(以下、「対象ペット」といいます。)です。

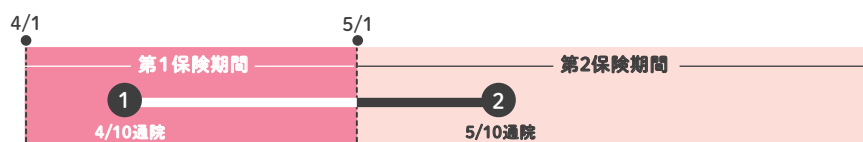
対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者が負担した診療費について所定の範囲内で補償します。なお、当商品ははじめの1か月目(第1保険期間)と2~12か月目(第2保険期間)で補償の内容が異なり、傷病の原因が生じた時に応じた保険期間の補償内容となります。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬、および聴導犬を含みます。

はじめの1か月目(第1保険期間)に発生した傷病について

【例】4/1に「うちの子プラス」70%プランをご契約、4/10に通院を行い、5/10に経過観察で1回通院した場合



※②の通院も、第1保険期間中に発生した傷病に関するもののため、第1保険期間の補償割合(100%)および支払限度額・支払限度日数(回数)での補償となります。

※第1保険期間に発生した傷病による通院①②は、アイペット対応動物病院の「窓口精算」をご利用いただけませんのでご注意ください。

! ペット保険「うちの子プラス」は2年目以降はペット保険「うちの子」(P.18参照)へ継続となります。

ペット保険「うちの子プラス」新規ご契約条件

① 保険の対象となるペットは、ペットの引渡しから1か月間にお申込みいただいた次のすべての条件に該当する場合に限りします。

- ・ 動物取扱業者によって販売された*1犬*2または猫であること。
- ・ コンパニオンアニマル(愛がん動物または伴侶動物)として飼育されること。
- ・ 補償開始日(引渡しまたは申込日のいずれか遅い日)におけるペット年齢が1歳未満であること。

② 保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人に限りします。

*1 当社が特別に認めた場合を除きます。

*2 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に定める盲導犬、介助犬、および聴導犬を含みます。

- ! 告知内容により、お引受けできない場合があります。
- ・ 既に当該ペットが他のペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
 - ・ 保険契約者が15歳未満の場合はお申込みできません。また、20歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

補償内容

保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、保険金をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額となり、保険証券等記載の各保険期間に応じた支払限度額および支払限度日数(回数)の範囲内とします。*

*2か月目以降はお申込み時にご選択いただいたプランで補償します。

補償プラン 保険期間:1年間	はじめの1か月間 (第1保険期間)	2か月目~12か月目 (第2保険期間)	
	プラン共通	70%プラン	50%プラン
補償割合	100%	70%	50%
通院 [支払限度額・日数]	1日あたり25,000円まで [10日まで]	1日あたり12,000円まで [21日まで]	1日あたり12,000円まで [21日まで]
入院 [支払限度額・日数]	1日あたり25,000円まで [10日まで]	1日あたり30,000円まで [21日まで]	1日あたり12,000円まで [21日まで]
手術 [支払限度額・回数]	1回あたり10万円まで [1回まで]	1回あたり15万円まで [2回まで]	1回あたり10万円まで [2回まで]

! 保険期間中に補償内容(プラン等)の変更はできません。補償内容(プラン等)の変更は、ご継続時のみお手続き可能です。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットを動物病院に通わせ、診療を受けることをいいます。 >>>1日に2回以上通院した場合であっても、「通院1日」の支払限度額の適用となります。				
入院とは	診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 >>>日帰り入院の場合は、「入院1日」の適用となります。				
手術とは	<p>診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔下での歯科処置、整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。</p> <p>【手術における支払限度額の適用について】 「手術の定義」に該当し、かつ「通院」または「入院」の支払限度額を超えない場合は、手術回数を適用せず、通院または入院日数のみを適用します。</p> <p>>>> 保険金(手術費含む)>通院・入院の支払限度額→手術回数を適用します。 >>> 保険金(手術費含む)≤通院・入院の支払限度額→手術回数は適用しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>「手術の定義」に該当する例</th> <th>「手術の定義」に該当しない例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 全身麻酔下における骨折のギプス固定 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 歯肉炎に対する全身麻酔下のスクレーピング </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院 内視鏡による組織生検 </td> </tr> </tbody> </table>	「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例	<ul style="list-style-type: none"> 全身麻酔下における骨折のギプス固定 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 歯肉炎に対する全身麻酔下のスクレーピング 	<ul style="list-style-type: none"> 術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院 内視鏡による組織生検
「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例				
<ul style="list-style-type: none"> 全身麻酔下における骨折のギプス固定 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 歯肉炎に対する全身麻酔下のスクレーピング 	<ul style="list-style-type: none"> 術前検査、術後の経過観察(抜糸等)のみの通院 内視鏡による組織生検 				

※実際のご契約に付帯される特約については、P.5の「主な特約とその概要」をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

既往症・先天性異常等	<ul style="list-style-type: none"> ・保険期間が始まる前から被っていた傷病 ・保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種により予防できる病気	<ul style="list-style-type: none"> ・犬パルボウイルス感染症 ・犬ジステンパーウイルス感染症 ・犬パラインフルエンザ感染症 ・犬伝染性肝炎 ・犬アデノウイルス2型感染症 ・狂犬病 ・犬コロナウイルス感染症 ・犬レプトスピラ感染症 ・猫汎白血球減少症 ・猫カリシウイルス感染症 ・猫ウイルス性鼻気管炎 ・猫白血病ウイルス感染症 <p>※疾病の発症日とその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。</p>
予防に関する費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・予防目的の際の初診料、再診料等 ・予防のためのワクチン接種費用等 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病の場合を除きます。 ・フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用等 ※駆虫薬を「傷病の治療」として用いる場合を除きます。
傷病にあたらぬもの	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な妊娠・出産、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病等 ・去勢、避妊、乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、歯石取り、歯切り・歯削り(不正咬合を含みます。)、爪切り(狼爪の除去を含みます。)、耳掃除、肛門腺しぼり、断耳および断尾等 <p>※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。</p>
検査・代替医療等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康体に行われる検査、健康診断等 ・中国医学(鍼灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酸素療法等
健康食品・医薬部外品等	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の食餌に該当しない食物および療法食等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの(サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
治療費以外の費用等	<ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー剤(薬用および医薬品を含みます。)、イヤークリーナー(医薬品を含みます。)等 ※治療の一環として動物病院内で使用されるものを除きます。 ・時間外診療費および往診料等の診察加算料(初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用)、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用(トリミング、グルーミング等)、文書料、動物病院へ行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用等 ・安楽死、遺体処置および解剖検査等 ・マイクロチップの埋込費用等
自然災害によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病等

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、後日お送りする「約款」をご確認ください。

保険期間

当商品の保険期間は対象ペットの引渡日または申込日のいずれか遅い日より1年です。
ご契約の保険期間については保険証券等をご確認ください。

保険料と割引について

保険料はペットの種類・品種(体重)・年齢および補償割合により決定します。また、**保険料は、対象ペットの年齢が上がるごとに毎年変わります。**

実際の保険料は条件により、次の割引が適用されます。

多頭割引

多頭割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2契約目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合。
- ▶ 同一の保険契約者であることが確認できる場合。

2契約目以降のご契約に
次の割引を適用します。

契約数	2~3	4以上
割引率	2%	3%

- ・ ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、ご契約後の割引率は満期まで変更になりません。
- ・ 1契約目のご契約は割引が適用されません。*2ただし、補償開始日が同一となる複数契約がある場合に限り、1契約目にも割引を適用します。
- ・ ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1で他の契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社の審査が完了(引受承諾)した時をいいます。継続契約も同様とします。

*2 ご契約の順番は、補償開始日の早い順となります。

無事故継続割引

過去1年間保険金のお支払いがなかった場合は、継続契約の保険料を5%割引いたします。割引後の保険料については、継続前に当社より送付される「継続契約についてのご案内」にてご確認ください。

自動継続について

すべてのご契約に「継続契約特約」を適用してお引受けしています。当社またはご契約者さまのいずれか一方より別段の意思表示がない限り、**ご契約は自動的に継続となります。**

- ! 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」にて別途お知らせいたします。

自動継続とは

補償内容や保険料の払込方法等を前年の保険契約の保険期間の末日と同条件の契約で継続することです。なお、**保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**当社より、満期日の属する月の約3か月前に、継続契約の内容（補償プラン、保険料等）を記載した「継続契約についてのご案内」をご契約者さまへ送付いたします。満期日の属する月の前月10日までに、ご契約者さまによる解約のお手続きがない限り、ご契約は自動的にペット保険「うちの子」に継続となります。

! お手続きの期限を超過しますと、次年度契約が成立し、継続証が発行されますので、必ず「継続契約についてのご案内」に記載の期日までにお手続きをお願いします。

継続を希望される場合	継続を希望されない場合
<p>お手続きは不要です。 補償プラン・払込回数等に変更がある場合は、「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。</p>	<p>書面でのお手続きが必要となります。 「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお手続きください。</p>

ペット保険「うちの子」(継続後)の補償プラン

継続契約は、第2保険期間の補償プランに準じた補償内容で継続します。

支払限度額・支払限度日数(回数)	通院	入院	手術
70%プラン 補償割合：70%	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]	1日あたり 30,000 円まで [年間22日まで]	1回あたり 15 万円まで [年間2回まで]
50%プラン 補償割合：50%	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]	1日あたり 12,000 円まで [年間22日まで]	1回あたり 10 万円まで [年間2回まで]

保険期間: 「うちの子プラス」の満期日の翌日より1年間

ペット保険「うちの子」保険料表

「うちの子」保険料表		70%プラン				50%プラン			
ペット年齢	払込回数	小型犬	中型犬	大型犬	猫	小型犬	中型犬	大型犬	猫
1歳	月払	2,850	3,330	4,590	2,830	2,300	2,650	3,550	2,280
	年払	33,250	38,820	53,460	33,010	26,820	30,870	41,340	26,610
2歳	月払	2,880	3,300	4,490	2,690	2,320	2,630	3,470	2,180
	年払	33,600	38,500	52,260	31,380	27,080	30,640	40,450	25,410
3歳	月払	3,230	3,600	5,160	2,890	2,570	2,840	3,960	2,320
	年払	37,620	41,930	60,150	33,660	29,970	33,100	46,090	27,040
4歳	月払	3,600	3,920	5,930	3,160	2,840	3,070	4,510	2,510
	年払	41,940	45,630	69,130	36,800	33,090	35,760	52,510	29,280

(単位:円)

- ・ペット年齢は、補償開始日時点における満年齢となります。
- ・払込みいただく保険料は、ご契約条件に合わせて上記保険料に各種割引が適用されます。
- ・**保険料は、対象ペットの年齢が上がることにより毎年変わります。**継続契約の保険料については、「継続契約についてのご案内」にてお知らせいたします。
- ・商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際はご継続前に別途ご案内いたします。

保険料の払込みについて

保険料の払込回数

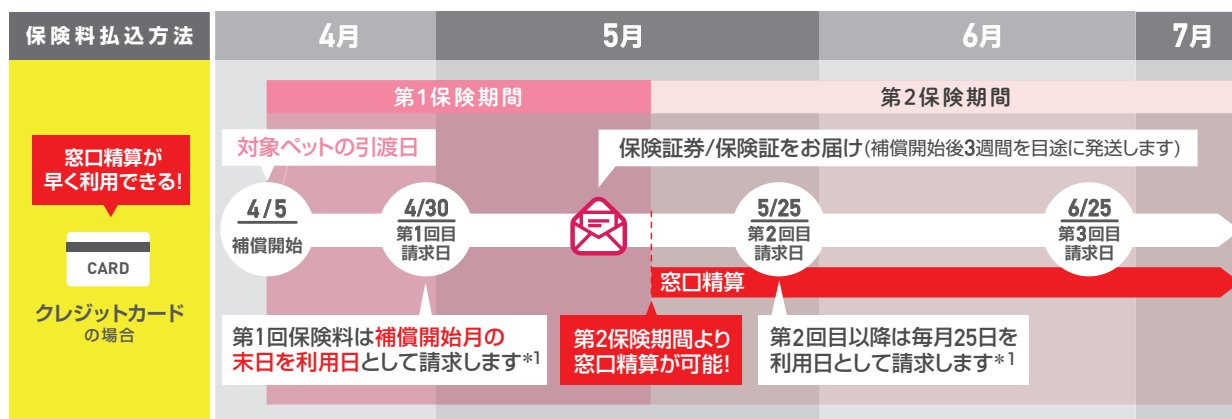
保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただきます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「月払」の場合、「年払」より約3%割増となります。

保険料の払込方法

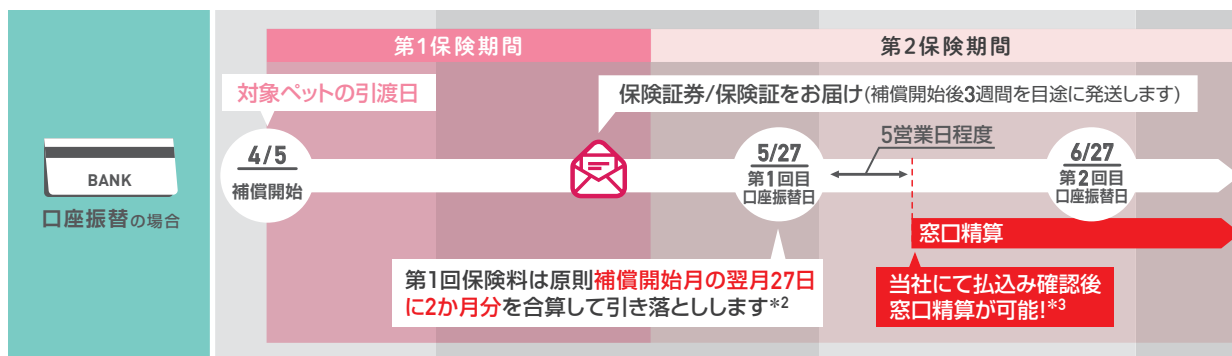
保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」と「口座振替」の2通りがあり、それぞれ第1回保険料払込みスケジュールが異なります。

補償開始と保険料払込みスケジュール

【例】4/5にお申込みし、ペットをお迎えした場合 **払込回数：月払**



*1 実際のお客さまの口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。手続きの状況によっては、補償開始月の翌月に2か月分の保険料が合算で請求になる場合があります。



*2 提携金融機関の締切日によっては補償開始月の翌々月に3か月分の保険料が合算で引落としになる場合があります。

*3 当社にて第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができ次第、アイペット対応動物病院での窓口精算が可能となります。

保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までは、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効となります。

保険契約の復活について

保険契約が失効となった場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

【例】払込期日(8/27)に保険料の払込みがなかった場合(口座振替・月払の場合)



- ・ 払込猶予期間中の保険金請求については、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。
- ・ 失効日から復活した時までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

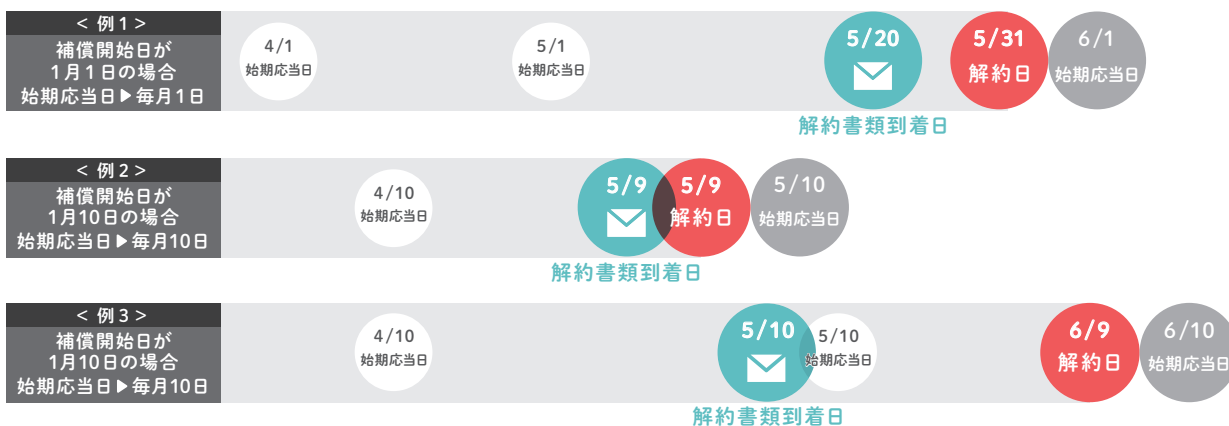
解除・失効と返還保険料

保険契約を解約(保険契約者の申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること)する場合は、書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。

解約日について

- ・ 解約日は解約書類が当社に到着した日の、次に到来する始期応当日*の前日となります。(例1、例2)
 - ・ 解約書類が当社に到着した日が、既に当月の始期応当日*の前日を経過している場合は、次に到来する始期応当日*の前日となります。(例3)
- ただし、補償開始日が31日等のため対応する始期応当日がない場合は、その月の末日が解約日となります。

*始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日(同じ日)のことです。



解約のお手続きに際し、以下の事項にご注意ください。

- ・解約には書面でのお手続きが必要となります。なお、当社に解約書類が到着した後は、解約の撤回はできません。
- ・解約日の翌日以降に発生した診療費については補償対象外となります。
- ・解約後に新たにペット保険への加入を希望される場合には、ペットの年齢や既往歴等によってはお引受けできない場合があります。

返還保険料について

保険料が年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。なお、保険期間の途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

* 既経過期間は月単位の期間となります。日単位ではないためご注意ください。

ペット保険「うちの子プラス」の短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで	
第2保険期間の補償プラン	70%プラン	34%	40%	46%	52%	58%	64%	70%	76%	82%	88%	94%	100%
	50%プラン	35%	41%	47%	53%	59%	65%	71%	77%	82%	88%	94%	100%

※ペット保険「うちの子」(継続後)の短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

保険料が月払の場合

返還保険料はありません。

! 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効となります。なお、書面でのお手続きが必要となりますので、コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。お手続き方法や返還保険料についてご案内いたします。



- ・対象ペットが死亡した時を証明する書類（診療明細書、死亡診断書等）がある場合は、ペットが死亡した時からご契約が失効となります。
- ・ペットが死亡した時を証明する書類がない場合は、当社に必要書類が到着した日から失効となります。

返還保険料について

領収した保険料より、失効日からの未経過期間に対応する保険料を日割りをもって計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求いたします。

契約内容の変更について

契約内容に変更があった場合は、インターネット上のマイページより変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、ご契約者さまからコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、継続契約についてのご案内等の各種ご案内ができない他、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

マイページとは？

ご契約者さま専用のインターネットサービスです。

契約内容の変更や閲覧のほか、保険金支払履歴の確認や継続契約の保険証に使用するペット写真の変更などが可能です。

マイページご登録方法

下記のマイページログイン画面よりユーザー登録してください。

登録には現在有効である証券番号、ご契約者さまの生年月日、メールアドレスが必要となりますのでご準備ください。

<https://mypage.ipet-ins.com/>

※一部の変更手続き書類はコンビニでもプリント可能です。（印刷代無料）
詳しくは当社ホームページの「各種お手続きについて」にてご確認ください。

アイペット

検索



保険金のご請求について

保険金のご請求手続きについてご説明いたします。

保険金のお支払い事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合につきましても、当社までお気軽にご連絡ください。

下記①～④の方を「被保険者」といい、保険金を請求することができます。

保険金を請求できる方

① 記名被保険者	保険証券(申込書)の被保険者欄に名前が記載されている方
② 記名被保険者の配偶者	記名被保険者の夫または妻
③ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族	記名被保険者の子、同居の親、祖父母等
④ 記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子	仕送りを得て別居している学生の子ども等

❗ 保険金請求者が20歳未満の場合は、保険金請求の際に親権者の同意(署名)が必要となる場合があります。

保険金の計算例 (70%プランご契約時)

お支払いする保険金は、補償対象の診療費に補償割合を乗じた額に対し、通院・入院・手術ごとの1日(回)あたりの支払限度額が限度となります。

..... 第1保険期間(100%補償)

1日通院し、補償対象の診療費が3万円だった場合

$$30,000\text{円} \times 100\% = 30,000\text{円}$$



支払限度額
通院1日あたり25,000円まで

アイペットがお支払いする保険金
= **25,000円**

..... 第2保険期間(70%補償)

1日通院し、補償対象の診療費が2万円だった場合

$$20,000\text{円} \times 70\% = 14,000\text{円}$$



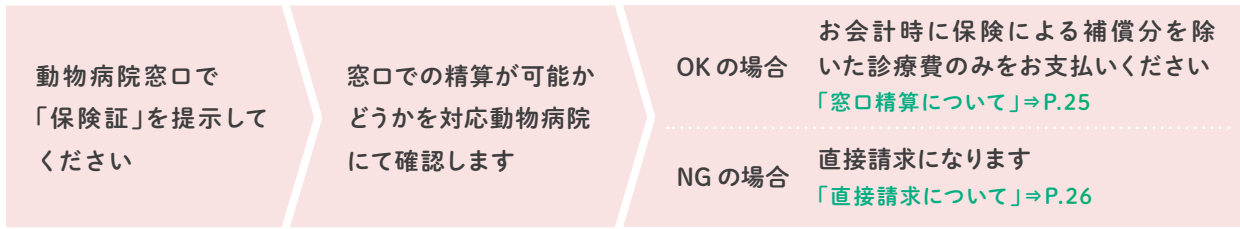
支払限度額
通院1日あたり12,000円まで

アイペットがお支払いする保険金
= **12,000円**

※「予防費用」等、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P.16の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

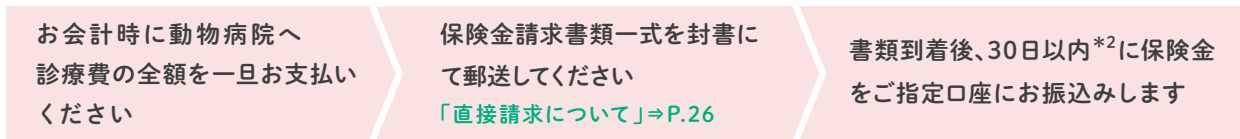
保険金請求手続きの流れ

2か月目以降(第2保険期間) / アイペット対応動物病院の場合 **窓口精算が可能です**



1か月目(第1保険期間)の場合 / アイペット対応動物病院以外の場合 **直接請求のみとなります**

全国すべての動物病院での診療費*1が保険の対象です。



*1 補償対象外の診療費を除きます。

*2 保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合はこの限りではありません。詳しくは、P.26をご確認ください。

アイペット対応動物病院とは…

動物病院の窓口で「うちの子プラス」の保険証を提示すると、保険による補償分を除いた診療費のみのお支払いとなる当社の提携動物病院のことです。

※アイペット対応動物病院は当社ホームページで検索できます。



このステッカーが目印です!

アイペット全国動物病院検索

検索

<https://www.ipetclub.jp/vh/>



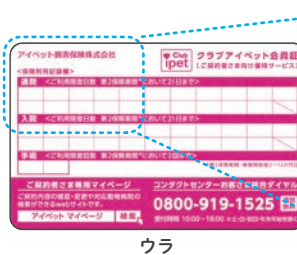
補償は対象ペットの引渡日と申込日のいずれか遅い日より始まりますが、1か月目(第1保険期間)は窓口精算がご利用になれません。

保険料の払込方法が**口座振替の場合**は、**第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができるまでは原則として窓口精算がご利用になれません**ので、一旦窓口にて診療費の全額をお支払いいただき、当社まで直接ご請求ください。

詳しくはP.26の「直接請求について」をご確認ください。

保険利用回数の管理について

被保険者ご自身にて利用回数の管理をお願いします。保険をご利用になられた際には、保険証裏面の保険利用記録欄に診療を受けられた日付をご記入ください。



保険利用記録欄 記入例

アイペット損害保険株式会社

＜保険利用記録欄＞	
通院	＜ご利用限度日数 第2保険期間*において21日ま
1/12	1/24 2/8
入院	
＜ご利用限度日数 第2保険期間*において21日ま	
3/10	
手術	
＜ご利用限度回数 第2保険期間*において2回まで	

動物病院では保険を利用した日数・回数の管理はしていませんので、窓口精算の際には限度日数・回数にご注意ください。

ご契約のしおり

窓口精算について

アイペット対応動物病院において「保険証」を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者に代わってその対応動物病院が当社へ保険金を請求、受領することとなります。

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」を提示してください

動物病院にて、保険契約の有効性確認を行います

診療終了後、お会計時に保険による補償分を除いた診療費のみをお支払いください

保険契約の有効性確認とは

アイペット対応動物病院が当社に対して、お客さまの「ご契約が有効であるか」「窓口での精算が可能な条件を満たしているか」を確認することをいいます。

保険金請求書類の記入・郵送の必要はありません。

※お支払い手続きに関して確認事項がある場合、ご連絡させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

窓口精算ができない場合は一旦診療費の金額をお支払いいただき、P.26の「直接請求について」をお読みのうえ、ご請求ください。

窓口精算ができない場合の例

- ▶ 1か月目(第1保険期間)に発生した傷病について動物病院で診療を受けた場合
- ▶ 「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合
- ▶ 「アイペット対応動物病院」の窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合

例 ・被保険者が動物病院へ「うちの子プラス」の保険証を持参し忘れた場合
・当社にて保険料の入金が確認できていない場合



特に、口座振替の場合は、第1回保険料の払込みが当社にて確認できるまでの期間は窓口精算ができません。窓口精算開始時期についてはP.19の「補償開始と保険料払込みスケジュール」をご確認ください。

- ▶ 他に提出書類が必要となる場合

例 適切にワクチンの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた時
※「ワクチン接種証明書」を添付のうえ当社へ直接ご請求ください。

- ▶ 保険金をお支払いできない場合

例 ・被保険者ではない方が診療費を負担した場合
・支払限度日数(回数)を超えた場合 等

直接請求について

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、保険金請求書類を封書にて当社までご郵送ください。下表の必要な保険金請求書類が当社に到着した後、30日以内に保険金をお支払いします。なお、保険金をお支払いするために特別な確認・調査・照会等が必要となった場合は、次のとおりとします。

特別な調査や照会等が必要となる場合の事由	期間
保険金の算出に必要な事項等を確認するために、動物病院、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会が必要となる場合	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の調査が必要となる場合	60日

必要な 保険金請求書類	動物病院で診療明細書が 発行される 場合	動物病院で診療明細書が 発行されない 場合	備 考	書類入手方法
保険金請求書兼同意書	●	●	保険金をご請求される被保険者ご本人がご記入ください。	・HPまたはマイページよりダウンロード ・当社より郵送 ・コンビニでのプリント*
診療明細書(原本)	●		●被保険者氏名 ●ペットのお名前 ●動物病院情報 (病院名・所在地・電話番号) ●診察日 ●診療項目(○検査、○薬など)とそれぞれの料金が記載されていることをご確認ください。	・動物病院
領収証(原本)		●	動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。	・動物病院
アイペット指定の診療明細書		●	動物病院にお持ちになり、記入していただけてください。	・HPまたはマイページよりダウンロード ・当社より郵送 ・コンビニでのプリント*
	2点	3点	*コンビニでのプリントは印刷代無料です。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。	

アイペットHPはこちら ▶ <https://www.ipet-ins.com/>

マイページはこちら ▶ <https://mypage.ipet-ins.com/>

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて当社までご郵送ください。

書類送付先

〒106-0032 東京都港区六本木 1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル
アイペット損害保険株式会社 保険金サービス部 宛



ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのでご注意ください。文書発行・作成費用は、お客さまのご負担となります。

当社から保険金の支払いが完了した後、支払完了通知を送付します。

ペット賠償責任特約について

被保険者が管理している犬または猫が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき500万円の範囲内で保険金をお支払いします。

※上記の損害賠償金のほか、当社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用なども補償いたします。

- ・保険期間中にこの特約を追加または削除することはできません。
- ・次の場合には、この特約と補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - ▶既にこの特約を付帯している他のご契約がある場合
 - ▶他の個人賠償責任保険等に加入している場合
- ・複数のペットを飼育されている場合で「ペット賠償責任特約」を付帯している保険契約を解約される際には、他のペットについても本特約の補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・「ペット賠償責任特約」における被保険者については、責任無能力者は含まれません。

保険金をお支払いできない主な理由

損害賠償責任が発生しない場合

- ・ドッグラン参加中の犬同士の衝突の場合
ドッグラン参加中の犬同士の衝突により他人の犬にケガを負わせた場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者側には通常過失が認められません。被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない場合には、保険金のお支払いができません。
- ・ペットが被保険者以外の方の管理下にある場合
被保険者以外の方にペットを預け、その方の過失により発生した事故については、通常被保険者には法律上の損害賠償責任が発生せず、保険金のお支払いができません。

損害賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- ・被保険者と同居している親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する他人の財物（他人から預かっている物等）についての損害賠償責任

「ペット賠償責任特約」の保険金をお支払いできない場合について詳しくは、後日お送りする「約款」をご確認ください。

事故発生時のお手続き

損害賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合は、遅滞なくコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。損害賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をいたします。また、事故の相手方（損害賠償請求者）と示談される場合も、示談締結前に必ずご連絡ください。

- ・事前にご連絡がなく示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、当社の担当者が被保険者に代わって、直接被害者等（損害賠償請求者）との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんのでご注意ください。損害賠償責任の有無、賠償額等について、担当者より被保険者にアドバイスをさせていただきます。

【個人情報の利用目的】

保険契約の履行（損害調査、保険金支払の可否、支払保険金の算定等）・保険引受判断・各種サービスの提供等のために、保険事故の関係者（動物病院、損害保険会社、少額短期保険会社、共済、保険事故の当事者等）、業務委託先（保険代理店を含む）、その他必要な関係先に対して提供を行い、またこれらの者から提供を受ける事があります。

【医療照会】

当社は、事実確認を行うために関係者（医療機関関係者を含む）等に対し、保険金請求のあった診療に関する情報の提供（治療、検査、関連する他の診療等に関する説明を含む）を求める事があります。

※保険金受取口座のご指定がない場合は、保険料の振替口座や過去に保険金をお支払いした口座にお支払いします。

保険金請求書 兼 同意書

当社へ直接請求する場合は、次ページの「保険金請求書 兼 同意書」をコピーの上ご利用ください。

保険金請求書類は当社ホームページよりダウンロードいただくか、コンビニでのプリント（印刷代無料）も可能です。詳しくは当社ホームページの「保険金のご請求について」をご確認ください。

アイペット 検索



コンビニでのプリントの場合、同時プリントされる「宛名シート」をお手持ちの定型封筒に貼り付けてご使用いただくと、切手不要でお送りいただくことが可能です。また「宛名シート」は当社ホームページの「保険金のご請求について」からもダウンロード可能です。

書類送付先

〒106-0032 東京都港区六本木 1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル
アイペット損害保険株式会社 保険金サービス部 宛

アイペット損害保険株式会社 宛

以下の傷病について関係書類を添付し、欄外に記載の【個人情報利用目的】および【医療照会】に同意し、保険金を請求します。

記入日 20 年 月 日

1 保険金を請求される方 保険証等をご参照ください

証券番号		ペット名	ちゃん			
保険金を請求される方	フリガナ	保険証記載の「被保険者」との関係	本人	配偶者	同居の親族	別居の未婚の子
	※請求者ご本人が必ずご署名ください(ゴム印、ご署名のコピー不可)		日中の連絡先	()		
生年月日	西暦	年	月	日	親権者署名	

※保険金を請求される方が未成年の場合、親権者の方の同意(署名)が必要です。

2 保険金の受取口座 ①か②いずれかに丸をつけてください

① 保険料の振替口座を指定する → 以下のご記入は不要です。

② 下記の受取口座を指定する ※クレジットカード払いのお客さまはこちらをご選択ください。

▼保険金を請求される方ご本人の口座を必ずご指定ください。

ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	銀行	農協	支店	出張所	預金種目	口座番号
	信用金庫	漁協	本店	営業所	1 普通(総合)	
	信用組合	労金			2 当座	
ゆうちょ銀行	通帳記号	1	0	通帳番号	1	
口座名義人	(カタカナで記入)					

3 アイペット損害保険以外の保険契約 ①か②いずれかに丸をつけてください

① 加入していない → 以下のご記入は不要です。

② 加入している →	アニコム	アクサダイレクト	日本アニマル	ペット&ファミリー	証券番号	
	その他 ()				契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで

4 請求内容 動物病院等で発行された診療明細書をご確認のうえ、以下にご記入ください

診療明細書にシャンプー(トリミング等も含む)が記載されている場合、その目的をご選択ください。

診療明細書に各種駆虫薬(フィラリア駆虫薬、ノミ・ダニ駆虫薬)が記載されており、予防ではなく治療の目的であった場合はご選択ください。

該当項目	病院に行った日 (入院の場合は入院日・退院日)	診断名・症状 (複数ある場合は全て記入)	ケガをした日もしくは 症状があらわれた日	シャンプー	フィラリア 駆虫薬	ノミ・ダニ 駆虫薬			
記入例 通院 入院	手術 有	2018年1月7日~ 20年 月 日	皮膚炎	2018年1月4日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的
通院 入院	手術 有	20年 月 日~ 20年 月 日		20年 月 日	院内 治療	院内 美容	持ち 帰り	治療 目的	治療 目的

個人情報・制度について

個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

- ① 個人情報の適正な取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- ② 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報(個人番号および特定個人情報を除く)を、以下の目的に必要な範囲で利用します。
 - a. 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供(保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務等)
 - b. 当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
 - c. 市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
 - d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - e. お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため
- ③ 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ(個人番号および特定個人情報を除く)を提供しません。
 - a. 法令に基づく場合
 - b. 当社の業務遂行上必要な範囲で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
 - c. 当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合
 - d. 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- ④ 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - a. 保険契約の募集に関わる業務
 - b. 損害調査に関わる業務
 - c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
 - d. 支払調書等の作成および提出に関わる業務
 - e. 個人番号関係事務に係る業務

当社の個人情報の取扱いに関する詳細はプライバシー・ポリシー(<http://www.ipet-ins.com/privacypolicy>)をご確認ください。

会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象なので、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後から3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

CONTACTセンター
お客さま総合ダイヤル

通話
無料

0800-919-1525
【受付時間】月～金 10:00～18:00

▶IP電話をご利用の方(有料) 03-5826-8594

※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

WEBからの
お問合せ

当社ホームページ内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。

アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



耳や言葉の不自由な
お客さま専用FAX窓口

通信
無料

0120-638-098

お問合せの際は、証券番号、契約者さまの氏名、生年月日、住所、返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。 ※返信は月～金の10:00～18:00となります。 ※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

【代理店名】

本商品につきまして、代理店は保険契約締結の媒介を行います。

保険契約は、お客さまの保険契約のお申込みに対してアイペット損害保険株式会社が引受けの承諾を行った場合に限り成立します。

引受保険会社 **ipet** アイペット損害保険株式会社
一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー | 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

WEBからの
お問合せ

アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



CONTACTセンター 新規専用ダイヤル

ワンワン わんこにゃんこ

通話
無料

0800-111-1525

受付時間

月～土 10:00-18:00

CONTACTセンター お客さま総合ダイヤル

クイック わんこにゃんこ

通話
無料

0800-919-1525

受付時間

月～金 10:00-18:00

ビジネスフォン・IP電話 [有料] 03-5826-8594 受付時間 月～金 10:00-18:00

※土・日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます(新規専用ダイヤルは土曜営業)